

「木造建築物の防・耐火設計マニュアル—大規模木造を中心として—」  
正誤表（第1版1刷）

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正し、お詫び申し上げます。

最新の正誤表については、（一財）日本建築センターホームページ（<http://www.bcj.or.jp/>）でご確認下さい。

H29/6/1

番号	該当箇所		誤	正
	頁	行		
1	16	表 1.3-1	別添 1 参照	
2	17	7 行目	告示（平12建告第1358号、平27国交告第253号）による <u>柱とはりの燃えしろ設計</u> ができる。	告示（平 12 建告第 1358 号、平 27 国交告第 253 号）による燃えしろ設計ができる。 （左欄下線部削除）
3	23	表内 ルート A の種類	主要構造部を <u>防火構造</u> とする。	主要構造部を耐火構造とする。 （左欄下線部修正）
4	27	8 行目	避難開始が <u>遅れるため主要構造部の耐火性能が要求され始める時間が近くなること、建築物の階数が増加したり、大規模化すると、屋外までの避難に要する時間が長くなり、屋根等の一部を除いて自力避難や消防機関による検索・救助を終了するまでの時間（特定避難時間）以上の主要構造部の耐火性能が要求される。</u>	避難開始が遅れると主要構造部の耐火性能が要求され始める時間が近くなること、建築物の階数が増加したり、大規模化すると、屋外までの避難に要する時間が長くなり、消防機関による検索・救助を終了するまでの時間（特定避難時間）も長くなることから、主要構造部には長時間の耐火性能が要求される。 （左欄下線部修正）
5	30	下から 9 行目	それに伴い、 <u>法第21条第2項、法第27条とその技術的基準、…</u>	それに伴い、法第 27 条とその技術的基準、… （左欄下線部削除）
6	33	8 行目	平 27 国交告第 249 号、第 250 号、 <u>第 253 号</u> において、…	平 27 国交告第 249 号、第 250 号において、… （左欄下線部削除）
7	47	下から 9 行目	そのため、平 27 国交告第 250 号第 <u>5</u> では、…	そのため、平 27 国交告第 250 号第 6 では、… （左欄下線部修正）
8	101	下から 8 行目	「…おそれのある部分は <u>防火構造</u> とする。」	「…おそれのある部分は <u>準防火構造</u> とする。」 （左欄下線部修正）
9	108	表 3.1-1		
10	185	3 行目	…ダクト配管を設ける場合は、 <u>金属製または不燃材料のダクトとし、その開口面積に</u> 応じて…	…ダクト配管を設ける場合は、その開口面積に応じて… （左欄下線部削除）
11	186	～1 時間 耐火構造	<u>開口面積 100cm<sup>2</sup> 未満</u>	開口面積 100cm <sup>2</sup> 以下 （左欄下線部修正）

誤

		主要構造部		外壁の開口部	
		特定避難時間倒壊等防止構造(令第110条第一号)	耐火構造等(令第110条第二号)	延焼の恐れのある部分	延焼するおそれがある外壁の開口部
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	・3階以上の階を用途に供するもの ・客席の床面積の合計が200㎡以上 ・【劇場、映画館、演芸場】主階が1階にないもの	—	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備 ※2
(二)	病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	・3階以上の階を用途に供するもの 【下宿、共同住宅、寄宿舎】3階建てで3階を用途に供するもの	—	耐火構造等	防火設備 ※2
		・用途に供する部分(2階かつ病院・診療所については、患者の収用施設に限る)の床面積の合計が300㎡以上	—	耐火構造等	—
(三)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・4階以上の階を用途に供するもの、4階建てで3階を用途に供するもの	—	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備 ※2
		・3階建てで3階を用途に供するもの	—	耐火構造等	【一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした場合】法第2条第九号の二に規定する防火設備又は他の外壁の開口部のある室の天井の不燃化等
		・用途に供する部分(2階以下)の床面積の合計が2,000㎡以上	—	耐火構造等	—
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	・3階以上の階を用途に供するもの ・用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上	—	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備 ※2
		・用途に供する部分(2階に限る)の床面積の合計が500㎡以上	—	耐火構造等	—

正

		主要構造部		外壁の開口部	
		特定避難時間倒壊等防止構造(令第110条第一号)	耐火構造等(令第110条第二号)	延焼の恐れのある部分	延焼するおそれがある外壁の開口部
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	特定避難時間倒壊及び延焼を防止する構造	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備	防火設備等※2
(二)	病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	特定避難時間倒壊及び延焼を防止する構造	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備	防火設備等※2
		【下宿、共同住宅、寄宿舎】3階建てで3階を用途に供するもの	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造(各宿泊室等にバルコニーを設置する等一定の要件に該当するものに限る。)*1	耐火構造等	—
(三)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	・3階以上の階を用途に供するもの、4階建てで3階を用途に供するもの	特定避難時間倒壊及び延焼を防止する構造	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備 ※2
		・3階建てで3階を用途に供するもの	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造(建物の周囲の一定部分に幅員3m以上の通路を設けたものに限る。)*1	耐火構造等	【一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした場合】法第2条第九号の二に規定する防火設備又は他の外壁の開口部のある室の天井の不燃化等※2
		・用途に供する部分(2階以下)の床面積の合計が2,000㎡以上	準耐火構造等	耐火構造等	—
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	・3階以上の階を用途に供するもの ・用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上	特定避難時間倒壊及び延焼を防止する構造	耐火構造等	法第2条第九号の二に規定する防火設備 ※2
		・用途に供する部分(2階に限る)の床面積の合計が500㎡以上	準耐火構造等	耐火構造等	—